

住宅リフォーム工事 一部費用を補助

着工前に申請してください。

対象 建築基準法などの法令に違反していない住宅にお住まいで、次のいずれにも該当する方

●市内に住民票があり、その住宅を所有している方

●住民税などを滞納していない方

●過去にこの補助を受けていない方

対象工事 次のいずれも満たす工事

●住宅の居住部分の改修工事を建築設備工事

●必要な資格を持ち、市内に本店がある法人が市内に住所がある個人の建設業者が行う

●対象工事の費用が税込みで50万円以上(対象外の経費があります。詳しくは問い合わせください)

●平成31年2月28日までに完了する

補助金額 対象工事費用の10分の1(限度額10万円)

*予算額に達したら締め切ります。

*国土交通省の住宅ストック循環支援事業が併用できる場合があります。

申込み 所定の申請書に記入し、建築課(内線4204)

リユース住宅 活用サポート事業

居住のために中古住宅を取得した方に対して、リフォーム費用の

一部を補助します。

対象 平成30年4月1日以降に市内の中古住宅を取得し、3年以上定住する意思があり、住民税を滞納していない方

対象工事 次のいずれも満たす工事

●住宅の居住部分の改修工事を建築設備工事

●リフォームに必要な資格などを有する事業者が行う

●対象工事の費用が税込みで50万円以上

●平成31年2月28日までに完了する

補助金額 リフォーム費用の5分の1(上限20万円)

補助件数 10件程度

*詳しくは問い合わせください。

申込み 市民参加・住宅施策課(内線3643)

空き家の解体費用を助成

土地の流動化を促し、当市への定住を促進するため、費用の一部を助成します。

対象 市内にある空き家と所在地両方の所有者で、次のいずれにも該当する方

●他に所有者がいる場合、その同意を得ている方

●住民税などを滞納していない方

●解体後の土地を住宅建設や売却などに活用する方

対象物件 次のいずれも満たす物件



北広島霊園

申込み環境課(内線4114)

一般墓地

貸付区画

- 芝生墓地(石碑の型や色が規制されます)
4㎡=28区画、6㎡=13区画
*平成25年に造成した区画です。
- 自由墓地(高さなどに制限があります)
6㎡=13区画、9㎡=1区画

貸付条件

- 申込者が、市内に引き続き3年以上住んでいる(3年未満でも自己所有の住居に現在住んでいるか、過去の居住期間を合算し3年以上市内に住んでいる場合は可。ただし、祭祀すべき焼骨があること)
- *貸し付けは、1世帯につき1区画です。

永代使用料・管理料

種類	規格	永代使用料	永代管理料	合計
芝生墓地	4㎡	291,000円	135,960円	426,960円
	6㎡	459,000円	203,940円	662,940円
自由墓地	6㎡	369,000円	203,940円	572,940円
	9㎡	593,000円	305,910円	898,910円

必要書類

- 本籍地が記載されている住民票
- 焼骨に関する証明書類(火葬許可証や寺院などが発行する焼骨収蔵証明書など。祭祀すべき焼骨がある方だけ)
- 家屋の資産証明(税務課で発行、手数料は250円。市内での居住が3年未満の場合だけ)
- *貸し付けは、申込時に祭祀すべき焼骨がある方が優先です。申し込み多数の場合は抽選です。
- *貸し付け場所は、抽選で決定します。

申込期間 4月11日～18日

慰霊堂(合葬式墓地)

血縁を超えた方々の焼骨を一つの合葬室に埋葬する墓です。焼骨は、骨つぼから出して他の焼骨と一緒に埋葬します。

対象 次のいずれかに該当する方

- 埋葬する焼骨を持つ方が市内に住所か本籍がある(あった)
- 埋葬される方(故人)が市内に住所か本籍があった
- 北広島霊園一般墓地の使用者で、墓地を返還し焼骨を慰霊堂に改葬する
- *先に、使用している北広島霊園一般墓地を返還する必要があります。

永代使用料・管理料

区分	永代使用料	永代管理料	合計
15歳未満の焼骨	11,000円	12,000円	23,000円
15歳以上の焼骨	15,000円	12,000円	27,000円

*胎児は無料です。

*支払いは1回だけで、年間管理料などはありません。

必要書類

- 霊園使用許可申請書、使用に当たっての同意書(環境課窓口で配布。市ホームページからも印刷できます)
- 本籍地が記載されている住民票
- 印鑑(ゴム印不可)
- 焼骨を持つ方や埋葬される方が、市内に住所か本籍があることを証明する書類(住民票や戸籍謄本など)
- 焼骨に関する証明書類(火葬許可証や寺院などが発行する焼骨収蔵証明書など)
- *北広島霊園一般墓地の使用者で、墓地を返還し焼骨を慰霊堂に改葬する場合は、返還した墓地の霊園使用許可証か霊園使用権承継許可証も必要です。

*必要書類は、申し込む方によって異なります。詳しくは、事前に問い合わせください。

*焼骨は、納骨するときにお持ちください。納骨は5月～11月の市が指定した日に行います。

申込期間 随時



生前に、死後の準備をする方のための生前予約は、別に期間を定めて募集します。詳しくは、本紙や市ホームページでお知らせします。